

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日時	実施場所	参加者	摘要		
2月12日(火) 13:30~16:00	日下部警察署 塩山分庁舎構内	運輸支局 独立検査法人 軽自動車検査協会 塩山支部 振興会	5名 1名 1名 5名 2名	総検査車両数 不良車両数 整備命令 口頭注意 車検切れ	85台 8台 0台 8台 1台

【主な不適合箇所】

口頭注意

制動灯不点灯など

※ 塩山支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

『自動車整備業のビジョンⅡ実践マニュアル』の配布について

「自動車整備事業のビジョンⅡ」につきましては、今後の自動車整備事業運営の方向性の判断材料及び事業発展を促進するための資料として、平成23年3月に発行し説明会の実施等により、整備事業者への普及促進を図ってまいりました。

今般、「自動車整備事業のビジョンⅡ」において提案している整備事業者が取り組むべき事項等に関し、取組みを始める際のヒント集として取組を更に促進する目的で、より実践的な内容を示し具体的な取組例をQ & A方式で取りまとめました。

厳しい状況にあっては、事業経営者が何を考えどのような行動を起こすのかが生き残る重要なポイントとなります。

「選ばれる事業場になるための取組みヒント集」が多くの方に活用され、今後の事業発展のための参考資料として有効に活用されますようお願いします。



春の交通安全運動において横断幕を設置します

4月6日（土）から15日（月）までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。また、運動期間中の4月10日（水）は「交通事故死ゼロを目指す日」として本運動と連動した取り組みが実施されます。

春の全国交通安全運動では、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として位置づけるとともに、現下の交通事故情勢を踏まえて4点の重点を定めました。

つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いいたします。

当会においても「春の全国交通安全運動」に協力し4月1日（月）から4月26日（金）までの26日間の約1ヶ月間、山梨県下48ヶ所に横断幕を設置予定です。設置場所については、現在管轄支所・市役所等に申請しています。

設置期間中に横断幕が剥がれそうになっている場合は、当会にご連絡ください。『交通安全』にご協力をお願い致します。

◇運動のスローガン

「心地良い 交通マナーが 照らす未来（あす）」

◇運動の基本・重点

春の全国交通安全運動では、新入学児童等に対する交通ルールの理解と交通マナーの習慣付けが重要課題となっています。また、全国的にも関心の高い自転車の安全（適正）利用の普及啓発を図るとともに、交通事故死者数全体の約半数を高齢者が占めている本件の交通事故事情に的確に対処するため、次のとおり運動の基本と重点を定める。

1. 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止【全国基本】

2. 運動の重点

- (1) 自転車の安全利用の推進（全国重点）
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底（全国重点）
- (3) 飲酒運転の根絶（全国重点）
- (4) 二輪車の交通事故防止（本県重点）

○振興会横断幕掲示

4月1日（月）から4月26日（金）まで



横断幕掲示箇所一覧

市町村	設置箇所	市町村	設置箇所
甲府市	甲府市向町	中央市	中央市田富
	甲府警察署前	昭和町	昭和町押越
	甲府市相生	身延町	身延町下山公民館前
	国母清水新居	富士川町	鰍沢町役場入口
	甲府市富竹第二	南部町	南部町越渡
	甲府市富竹	笛吹市	御坂町夏目原
	甲府南高等学校前		石和南小学校前（上り）
	甲府市国母		石和南小学校前（下り）
	甲府市上阿原		八代町役場前
	甲府市緑ヶ丘	山梨市	三富村下釜口
	甲府市北新		山梨市落合山梨小学校前
	甲府市武田	甲州市	勝沼町東雲
	甲府市美咲		塩山赤尾
甲斐市	竜王駅入口	鳴沢村	鳴沢村鳴沢
	竜王町篠原	富士吉田市	富士吉田市新屋
	山県神社北	山中湖村	山中湖村山中湖
北杜市	武川村牧ノ原	富士河口湖町	富士河口湖町小立
韮崎市	韮崎市船山越	大月市	大月市初狩
南アルプス市	清水		大月市真木入口
	角力場	都留市	都留市東桂
	十五所	西桂町	西桂町小沼
	八田	上野原市	上野原町鶴川入口
	桃源郷マラソン橋		上野原町四方津公民館前
	上今諏訪連絡橋		
	甲西バイパス在家塚		

第121期技術講習所受講生募集のご案内

1. 募集種目

一級小型自動車（A課程）・二級ガソリン・三級ガソリン

2. 募集人員

種目	募集人員数
一級小型自動車（A課程）	20
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40

（受講希望人員10人未満の場合は開講いたしません。）

3. 受講申込み

①申込期間 3月1日（金）～4月5日（金）

②受講申込み方法 受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入の上受講料を添えてお申し込み下さい。

受講者の都合により未受講となった場合の受講料の返却はいたしません。

4. 受講料

種目		受講料	備記
一級小型自動車 (A課程)	会員	87,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	125,000	
二級ガソリン	会員	57,000	
	会員外	82,000	
三級ガソリン	会員	57,000	
	会員外	82,000	

5. 予定講習日程

（講師手配の都合上、受講者への講習日程表は開講式の日にお渡しします）

- ①一級小型自動車（A課程） 原則 月曜日の30日間を予定
- ②二級ガソリン 原則 火曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）
- ③三級ガソリン 原則 木曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）
- ④講習時間 9:10～15:50（1日6時限）
- ⑤開講式・全課程（予定） 平成25年5月9日（木）講習開始初日に行います。
(一級課程は開講式のみとなります。)
※9:00より開講式を始めます。

・二級・三級 修了式（予定） 平成25年 9月 下旬
・一級小型自動車 修了式（予定） 平成26年 3月 初旬

6. 受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

一級小型自動車 (A課程)	二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士の両資格取得者で、いずれか一方の技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者
二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、 1年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

7. その他

- ①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ②受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③デジタルサーチットテスタをご用意下さい（ポケット型は不可）

※自動車整備商工組合販賣課で下記の物を取り扱っています。

☆白色作業服	3,045円 (S~3Lまで)
	3,255円 (4L~BXL)
☆デジタルサーチットテスタ	7,000円

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 14

ケースその1

【相談】 神奈川県 女性

【内容】 高額費用をかけて修理したが、半年間で他に5箇所故障

・車名:輸入車 ・登録年月:平成16年10月 ・走行距離:80,000km

半年前の車検にあたり、修理をすれば4年は乗れるとの店長のアドバイスに従って93万円を掛けたが、この半年間で故障箇所は違うと云うが5箇所故障しているがおかしくないのか、車への愛着も冷めたので廃車の依頼をしたが書類も連絡もしてくれないのでどうにかならないか相談したい。

【対応】

通常、中古車で整備をしたからと云って4年間乗れる保証はされないのが一般的であり、経年劣化等により故障が発生するのは已むを得ない部分でもあり、タイミング的に立て続けに発生したことは気の毒とは思いますが、店長からも車検前に代替の条件提示もされたとのことであれば、ユーザーさんが最終的には判断されるものと思います。

取扱ディーラー確認後、店長からは4年保証の話はしていないこと。廃車の依頼については今回の不具合（エンジルーム内からの燃料漏れ）の出来栄えの見極め中であること、せっかく直したことから乗ってみてはとの思いから書類を送付していない。

双方の認識が相違しているようなので店長の方からサービス担当者を含めた状況説明をするように依頼した。また、打開策の一つとして、要望もある当該車両の売却処分の仲介を店長に検討をお願いした。相談者に確認内容を伝えると共に話し合いをされるようお願いした。

ケースその2

【相談】 京都府 女性

【内容】 中古購入後短期間でエンジン乗せ換え、費用負担はおかしくないか

・車名:軽自動車 ・登録年月:不明 ・走行距離:不明

3ヶ月前位にKM（当会会員ディーラー）のセールスより保証等なしの現状で軽自動車を安く買った。主人が通勤で運転中エンジンが止まり再始動しなくなったので、見てもらった結果、エンジンを乗せ換えしなければ治らないと言われた。費用として工賃はKMが持つがエンジン代の20万位はもってほしいと言われた。買って直ぐなので何故こちらが持つかおかしいのでは無いかとの苦情電話。

（ユーザーとセールスとの関係は新車販売等で長い付き合いがある）

【対応】

振興会より販売したセールスに電話をした結果、セールスも数回ユーザー宅に電話をし説明をしているとのこと、振興会としては解決方法として話し合いによる解決しか無い事をセールスに説明、セールスも再度話し合いをする事を約束する。

振興会から再度ユーザー宅に電話し、奥さんに購入時の条件等を再度説明、奥さんから新車購入を考えているとの話があり、値引き等で少しでも安くしてもらったらどうですかと助言して納得してもらった。振興会からセールスに新車購入を考えておられるので少しでも考慮してあげて下さいと話をした。

その後、電話等ないことから解決したものと考える。

ケースその3

【相談】兵庫県 男性

【内容】不具合でメーターを交換したら下取り査定額が下がった

・車名：乗用車 ・登録年月：不明 ・走行距離：不明

この車を購入した店とは別の店で車を乗り換えることになったが、メーターを交換している（前回車検で交換したのは間違いない）ことから“走行不明車”と判断され、査定額が10？15万円程度も下がると言われた。

車を購入した店で車検を受けたが、その時にメーター不具合があり、車検を通すためにメーターの交換を頼んだ。交換したのは事実だが、その時にメーターを修理するという提案はなく、代金を安くするために中古パーツを利用したいという説明だけで、下取り価格の下落についても説明はなかった。

今回、他店で買い替えをしようとして査定額の値下がりが発覚したが、車検を行った工場に苦情をいうと「メーターを交換したら下取り金額が下がることを知らなかった。初めて聞いた」といった。しかし、メーターを交換すれば下取り金額が下がるのは自動車業界にいれば一般常識程度の知識だと“知り合いのディーラー整備士”に聞いた。こういった一般常識的な知識を「知らなかった」という会員工場を傘下に置く貴会は会員にどのような指導をしているのか、また国から認証を受けた工場なら一般常識程度の知識を“知らない”では済まないのではないか？この件、貴会はどう考えるか？

【対応】

車検を行った工場に電話確認した。担当者はユーザーの言うように「知らなかった」といい、責任者は「知らずに行ったが、法で定められた手続きは怠っていない。作業もユーザー納得の上で行い、社として落ち度はない。今後は気をつける。

このユーザーは今まで何度か金銭面で揉め、4台ほど買ってもらっているが常に当社が譲歩してきた。今回の下取り時の可能性に対する報告義務も含め、いいきっかけになった。

この相談者には今回のことも含め、今後の取引でも当社は譲歩しない」とのこと。そのままユーザーに伝えると「そんな問題を言っているのではなく、貴会に一般常識を会員工場に周知する義務があるだろう、といっている」と矛先がこちらに向いた。当会としては車検証へのメーター距離記載などを説明するなどの、いわば基本的な指導・広報は行い、研修会も実施してきたが、一軒一軒に理解できたかどうかまで確認できない。その上でこの会社が「知らなかった」「いい勉強になった」といっている。

今回の対応は、社の方針として今までの付き合いも今後の付き合いも含めた判断として打ち出してきていくことであり、それに対して当会から指導し、是正するよう依頼するなど出来ない。ユーザーと会社の話である。ユーザーは「納得できないので裁判を考えてみる」といい、電話を切った。

フォルクスワーゲン車・ブレーキシステム点検時の注意事項

■対象車両

フォルクスワーゲン全車

■内容

フォルクスワーゲン社では、法定点検・車検時におけるメーカー指定点検整備項目として、ブレーキシステムの損傷・漏れの点検を指定しています。

ブレーキシステム構成部品の中には、熱により経年劣化するものがあり、点検整備が不十分で亀裂やひび割れの発生を見逃すと、ブレーキフルード漏れや倍力装置への負圧漏れから、制動力が低下する場合がありますので、当該部位について点検・整備作業時には注意して下さい。

■組み付け作業時の注意点

車載のメンテナンスノートには、1年毎の法定定期点検整備項目として、ブレーキシステム構成部品の損傷確認を明記しております。また、メーカーでは、2年又は30,000km毎、初回3年最大60,000kmその後2年毎のブレーキシステム細部の損傷確認を全車種にメーカー指定しています。(年式によっては1年毎) 法定点検・車検点検時にブレーキシステム全般の点検を行う際、パッド残量、ブレーキフルードの液量や漏れの確認と同時に、倍力装置への負圧回路に亀裂等の損傷が無いことを確認して下さい。中でもブレーキブースター～インテークマニホールド～ブレーキバキュームポンプ間を繋ぐ樹脂製のバキュームパイプはエンジンルーム内の熱により経年劣化する部品です。

バキュームパイプに亀裂やひび割れ等が確認された場合、必ず交換作業を行って下さい。

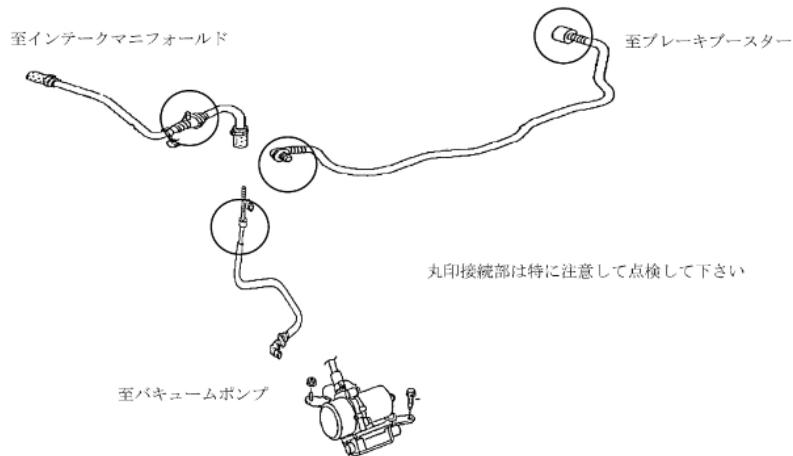
■ブレーキバキュームパイプ基本レイアウトと重要点検部位例

参考: 2004年モデルGolf 1.6 ブレーキバキューム配管レイアウト





参考：一般的な3部品構成のバキュームパイプレイアウト例



フォルクスワーゲン社指定点検整備項目（整備書メンテナンスマニュアル抜粋）

- * 1999年以前生産車両は、1年毎のメーカー指定点検項目
 - * 2000年以降生産車両は、2年/30,000km毎のメーカー指定点検項目
- ＜ブレーキシステム：リークおよび損傷の目視点検＞
- 以下の構成部品のリークおよび損傷の有無を点検する
- * ブレーキマスター・シリンダー
 - * ブレーキブースター
 - * ABSユニット油圧配管部（ABS標準装着車両の場合）
 - * ブレーキプレッシャーレギュレーター
 - * ブレーキキャリパー
 - * ブレーキフルードブレーダーバルブ部のゴム製ダストキャップ取付状態
 - * ブレーキホースにねじれがないことを確認する
 - * ステアリングホイールを切った時、ブレーキホースが車両の、どのコンポーネントにも接触しないことを確認する
 - * ブレーキホースに損傷や亀裂がないか点検する
 - * ブレーキホースやパイプの擦り傷を点検する
 - * ブレーキ配管接続部のリーク、腐食および取り付け状態を点検する

<エンジンルーム内コンポーネント：リークおよび損傷の目視点検>

以下の手順で目視点検を実施する

- * フューエルシステム
- * クーリングシステムおよびヒーターシステム
- * ブレーキシステム

リーク・摩耗・穴あき・亀裂の点検を実施する

法定定期点検整備項目（車載メンテナンスノート記載の抜粋）

※ 1年毎のブレーキシステムに関する法定項目

- * ペダルの遊び・床との隙間・ブレーキの効き具合
- * パーキングブレーキの踏み代（引き代）・ブレーキの効き具合
- * ホースおよびパイプの漏れ、損傷および取り付け状態
- * パッドの摩耗
- * マスターシリンダー・ホイールシリンダー・ディスクキャリパーからの液漏れ